

**徳島県における特定建設資材に係る分別解体等
及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等
の実施に関する指針**

平成 1 4 年 3 月

徳 島 県

目 次

第1章 指針の位置づけ	・ ・ ・ ・ 1
第2章 本県における建設資材廃棄物を取り巻く状況	
1 地域の特性	・ ・ ・ ・ 1
2 建設工事の実施状況	・ ・ ・ ・ 2
3 特定建設資材廃棄物の発生実態	・ ・ ・ ・ 2
4 再資源化施設・最終処分場の立地・稼働状況	・ ・ ・ ・ 2
5 産業廃棄物の発生量見込み	・ ・ ・ ・ 2
第3章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向	
1 基本理念	・ ・ ・ ・ 2
2 関係者の役割	・ ・ ・ ・ 3
3 基本的方向	・ ・ ・ ・ 4
4 建設工事の規模及び指定建設資材廃棄物の再資源化に係る距離の基準	・ ・ ・ ・ 5
第4章 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策	
1 必要性	・ ・ ・ ・ 5
2 関係者の役割	・ ・ ・ ・ 5
第5章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	
1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項	・ ・ ・ ・ 6
2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	・ ・ ・ ・ 7
第6章 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	
1 利用についての考え方	・ ・ ・ ・ 8
2 関係者の役割	・ ・ ・ ・ 9
3 公共事業での率先利用	・ ・ ・ ・ 9
第7章 特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	・ ・ ・ ・ 9
第8章 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項	
1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担	・ ・ ・ 10
2 情報提供	・ ・ ・ 10
3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等	・ ・ ・ 11

第1章 指針の位置づけ

徳島県においては、住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。

本県における建設業は、県内総生産に占める割合が高いことから、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。〕第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出量及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設及び最終処分場の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、不法投棄に占める建設資材廃棄物の割合が高いなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題は深刻になっている。

また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、これらの廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが求められている。このような状況の中で、本県における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

本指針は、このような認識の下に、県内で施工される建設工事に係る資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「法」という。）第4条に基づき、国が法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成13年1月17日告示、以下「基本方針」という。）に即して、「徳島県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（以下「本指針」という。）を定めるものである。

なお、本指針で使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

第2章 本県における建設資材廃棄物を取り巻く状況

1 地域の特徴

（1）地勢

本県は、四国の東の端に位置し、その面積は約4,145km²（全国第36位、シェア約1.1%）である。

県土の中央部には東西に四国山地が走り、標高1,000m級の山々が県土を南北に分水嶺を形成しており、北側には吉野川、南側には那賀川に代表される大小の河川が流れている。

また、海岸線は延長約400kmであり、阿南市に位置する蒲生田岬から北部は侵食性の砂浜海岸、南部は直接海に迫る岩石海岸が多く、非常に対照的な海岸となっている。

（2）事業所数・従業者数

平成8年における事業所数の産業別割合は、卸売・小売業、飲食店が約43%と最も多く、次いでサービス業が約28%であり、建設業は約10%となっている。

また、平成8年における従業者数の産業別割合は、サービス業が約28%と最も多く、次いで卸売・小売、飲食店が約27%、製造業が約20%であり、建設業は約10%となっている。

(3) 総生産

県内総生産は平成10年度において約2兆6,357億円であり、対前年度比0.7%減となっている。

また、県内総生産の割合をみると、製造業は県内総生産全体の約23%占めており、本県の主要産業となっている。建設業は12.6%で産業別では第3位となっている。

2 建設工事の実施状況

平成8年度以降、経済の低迷等を反映して、建設工事は減少傾向にある。建築物新築工事は、平成8年度の約8千件、約1.5百万㎡から、平成11年度は約6千件、約1.3百万㎡へ減少している。また、官民合わせた建築及び土木工事の工事額は、平成8年度の5.6千億円から平成11年度では4.9千億円と減少している。

3 特定建設資材廃棄物の発生実態

平成12年度における特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊の排出量は、約35.5万トン、建設発生木材は約2.9万トン、アスファルト・コンクリート塊量は約17.4万トンとなっており、いずれも平成7年度に対して減少している。

平成12年度におけるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は、約96%、約99%とかなり高い。建設発生木材の再資源化率（破碎後再利用する施設での再利用・減量化率）は、約48%となっており、これに焼却施設での縮減を含めた再資源化等率は約83%となっている。

4 再資源化施設・最終処分場の立地・稼働状況

(1) 再資源化施設

平成11年度末におけるがれき類の破碎再生施設は47施設立地しており、木くずの破碎再生施設は2施設立地している。

(2) 最終処分場

平成11年度末における産業廃棄物の最終処分場は、安定型最終処分場（安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物（以下「安定型処分品目」という。）の最終処分場をいう。以下同じ。）が6施設、管理型最終処分場（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物（以下「管理型処分品目」という。）の最終処分場をいう。以下同じ。）が1施設立地しており、平成12年度以降に管理型最終処分場2施設が稼働を開始している。

5 産業廃棄物の発生量見込み

建設業における平成22年度の産業廃棄物排出量は、平成10年度と比較して約26%増加することが予測されている。

第3章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、下請契約を締結した場合には、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な情報提供、普及啓発に努めることとする。

(8) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

特に大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じ

た特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

4 建設工事の規模及び指定建設資材廃棄物の再資源化に係る距離の基準

(1) 建設工事の規模に関する基準

県における建設工事の規模に関する基準は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年11月29日 政令495号。以下「政令」という。）第2条で定める基準とする。

なお、県は、県の区域のうちに特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して、政令第2条で定める建設工事の規模に関する基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められる区域があるときは、当該区域について法第9条4項に基づく条例により、政令第2条で定める建設工事の規模に関する基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定める。

(2) 指定建設資材廃棄物の再資源化に係る距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物の再資源化に係る距離に関する基準は、政令第4条で指定建設資材廃棄物として定められた木材が廃棄物になったものについて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年3月5日 国土交通省令、環境省令第1号。以下「主務省令」という。）第3条で定める基準とする。

なお、県は、県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、県の区域において生じる特定指定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、法第17条に基づく条例により、主務省令に基づく距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定める。

第4章 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。

このため、限られた資源を有効に活用する観点から、排出を抑制するとともに、再資源化等により最終処分量を減らすことが特に重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階

からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施とその耐久性の向上を図るとともに、修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。

特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取組むこととする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

第 5 章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年度における再資源化等率（工事現場から排出された

特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。)は、次表のとおりとする。

特 定 建 設 資 材 廃 棄 物	再資源化等率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95%
建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)	95%
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95%

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

県は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その整備を促進するために必要な施策を行う等により特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進することとする。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等(以下「再生骨材等」という。)として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、再資源化に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を

行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

その他の建設資材

プラスチック製品、石膏ボード等の特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

第6章 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

（１）建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

（２）建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。

また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

（３）発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。

また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる情報提供、普及啓発の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 公共事業での率先利用

県事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、土木構造物の裏込材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材等の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40 キロメートル及び運搬時間 1.5 時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとする。また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとする。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

第7章 特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

このような意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要である。このため、県は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

また、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

第8章 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。また、受注者は、自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

加えて、県は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

2 情報提供

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要と

なる施設の情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、国等が整備するインターネット等を活用した情報システムの普及に努める必要がある。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。